
平成30年 第2回定例会

代表質問 岡元 由美議員

平成30年 6月14日

▶質問

大田区議会公明党の岡元由美でございます。会派を代表して質問させていただきます。

本年は、大田区の10か年基本計画である「おおた未来プラン10年」の最終年度となり、文化、産業、教育等の各振興プランも総括とともに見直しや新たな取り組みについて検討されていることと思います。区政課題の適切な把握とともに、その解決の方向性がぶれることなく、あらゆる世代の大田区民が輝く大田区政を期待し、質問をいたします。

初めに、子育て支援についてお伺いします。

まず、子育て支援策に関する事項を審議し、区長に答申する大田区子ども・子育て会議は、幼稚園や保育園等の運営事業者、保護者、医師会や民生児童委員等の代表で構成されています。条例により15名以内と規定されていますが、昨今の働き方改革の観点から、保護者が勤務する雇用者の代表にも加わっていただくことで、子どもたちを取り巻く課題を共有し、具体的な解決に結びつくと考えます。できれば子育て経験のある女性経営者の参加を望みますが、見解をお示してください。

さて、本年4月の待機児童数は、昨年の572名から大きく改善できたと伺いました。しかし、これまでも指摘してまいりましたが、待機児童がある一方、地域によっては認可保育園に欠員が出ている現状もあります。今年は特に1次募集後の内定辞退、取り下げが190名もあり、待機児童解消のために定員を増やしながらか員も増加させてしまう基盤整備のミスマッチが顕著でした。昨年の予算特別委員会における私の質疑に対し、「平成32年の就学前人口推計約3万2600名の半数を整備するために、3か年で約2100名分の保育サービス定員を拡充する。また、待機児童の入所申し込み情報から年齢ごとの地域分布や入所選考指数などを分析し、次年度以降の保育サービス基盤整備については改めて検証していく」と答弁されています。

当然計画的に保育基盤の整備をされていることと思いますが、年齢ごとの乳幼児の地域分布や入所申し込みなど、どの地域に何歳児の定員が必要か、定員拡充の試算はどのよう

に行われているのでしょうか。母子手帳発行時や転入届の提出時に育児休業を取得する予定はあるのか、あるなら期間はどの程度か、家庭的保育、認可保育園などどのような保育を希望するのかといったアンケートをとって直近の実態を把握し、保育基盤を整備している自治体もあります。しかし、大田区はこの把握が不十分なために、昨年開設したばかりのある小規模保育所では、本年、2歳児に多くの欠員が出てしまいました。

6月の小規模保育所の欠員について、周辺との状況を調べたところ、品川区は小規模保育所20園、定員265名のうち欠員は22名、世田谷区は8園、定員171名で欠員7名、目黒区は16園、定員263名で欠員19名でした。大田区はと言いますと、26園、定員480名に対し、欠員55名、特に2歳児は50名と圧倒的な多さです。小規模保育所の特に2歳児の欠員が多いのは、3歳で行き先がなくなるため、1年間は小規模保育所に入っても、認定保育園の申請で加点がつくので、翌年は認可保育園に移ってしまいます。小規模保育所の入所は認可保育園や保育ママ同様、区が認定しますので、認証保育所のように独自性を出した募集行為もできません。小規模保育所の事業者は、区が示す保育定員の不足が想定される地域に開設しています。大田区の指導に従って開設したにもかかわらず、認可保育園や保育ママのような欠員に対する運営費の補填がありません。経営が立ち行かない原因は、小規模保育事業者には全くありません。そもそも19人しかいない定員で3人以上の欠員が出たら経営は成り立ちません。横浜市では、公定単価の半額を人数分補填しています。小規模保育所に対する欠員補填の早急な運営費補助を求めます。見解をお伺いします

欠員の原因は3歳児園との連携がないためです。大田区は本年、連携園の開設を始めましたが、全ての小規模保育所には設置されていません。連携園の設置を事業者任せにするのではなく、連携園がないために欠員が出る小規模保育所に対して大田区の果たすべき責任として、今後の連携園の設置予定をお知らせください。

平成30年度、保育士人材確保支援事業として保育士宿舍借り上げ補助8億5881万6000円が計上されていますが、先月、保育サービス課より事業者に対して、平成32年度でこの家賃助成を終了する旨の資料が配布されました。家賃助成は月額上限8万2000円まで助成するものです。仮に月額8万円の家賃助成をする場合、半分の4万円が国の負担、4分の1の2万円が東京都負担、残りを大田区と事業者が8分の1の1万円ずつ負担しています。平成30年度、区内物件を条件に、区独自の上乗せ補助をしている区があります。千代田区は13万円、港区は11万2000円、渋谷区は10万円、目黒区は9万2000円です。東京都は平成32年で4分の1の助成を終了するとのことですが、それは都内どの区も同じです。保育士不足が深刻で、事業者が必死に保育士確保の努力を続けている中、この時点で大田区が家賃助成の打ち切りを発表することは、新規採用どころか、せつかく確保できた保育

士さえ離職してしまう可能性が非常に高いと考えられます。

国は、単年度予算ながら終了時期は決まっておらず、保育士やこれから保育士を目指す人にとっても大切な制度なので、今後も積極的に予算取りしていくとのこと。大田区は東京都に対し、補助金の継続を強く働きかけるとともに、仮に東京都負担分を減額しても6万円の家賃補助は可能であり、現状を維持するなら、東京都の負担分2万円を大田区が負担してでも継続すべきと考えますが、見解をお伺いします。

次に、子ども食堂について伺います。

早朝や深夜、学校が休みの土曜、日曜など、保護者の就労時間によって1人での食事をする子どもたちが増えています。栄養バランスのとれた食事が提供され、安心して過ごせる居場所としての子ども食堂の役割はますます大きくなっています。現在大田区で展開されている子ども食堂の現状をお知らせください。

滋賀の縁創造実践センターが進める子どもを真ん中に置いた地域づくり、遊べる・学べる淡海子ども食堂は平成27年の夏から始まり、現在95か所開設されています。「みんなで滋賀の子どもを抱きしめる」を目標に、小学校区に最低一つ、300の子ども食堂、3000事業所、3万人の人々が集い、3億円分の物や基金をスポンサーから集めるとしています。子ども食堂立ち上げ支援としては、年7回の開設準備講座の開催や、初年度20万円、2年目、3年目は10万円の助成もしています。また、運営者の研修会、交流会を開催するなど、継続支援も行っています。

滋賀県の人口は約141万人で大田区の2倍ですが、全小学校区に設置するとすれば、大田区なら59か所となります。こども食堂ネットワークに加盟している新宿区の子ども食堂7か所のうち5か所は地域センター、世田谷区の9か所のうち高齢者施設が4か所、地区会館が1か所、他区を見ても公共施設を会場とした子ども食堂が多いようです。嶺町こども食堂みんなでごはんも嶺町文化センターで開催されていますが、公共施設を積極的に活用して子ども食堂を増やすことはできないでしょうか。例えば児童館は、学童保育の役割を終え、子育て支援や中高生の居場所等、タイムシェアによる活用が進められています。もともと学童保育で子どもたちが通っていたなじみのある場所です。貧困など特別な事情を抱える子どもに限らず、誰でも垣根なく過ごせる子どもの居場所で食事も提供されることは自然なことです。児童館を活用した子ども食堂の推進についての見解をお伺いします。

場の例えとして児童館を挙げましたが、子どもの居場所の拡大とそこに食を結びつけた支援を期待するものですから、具体的な推進をよろしく願いいたします。次に、児童相談所開設について伺います。

3月2日、目黒区の5歳の女の子が虐待で亡くなった事件は、あまりに痛ましく、日記

につづられた助けを求める声に胸がつぶれる思いです。以前住んでいた香川県では2度も一時保護されながら防げなかった事件です。なぜこのような痛ましい事件を繰り返してしまうのか、二度と幼い犠牲者を出さないために全力を挙げなければなりません。この事件では、品川児童相談所の対応に重大な問題が指摘されていますが、要保護児童は年々増加し、職員不足が最大の原因と考えられます。小池都知事は、児童相談所に配置する専門家を増やし、警察との連携を強化するなどの考えを示しました。

平成28年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は12万2578件で過去最多となっています。平成28年5月の改正児童福祉法の成立により特別区においても児童相談所が設置できることになり、大田区も児童相談所の設置に向けた準備を進めています。ハード面だけではなく、大田区としての方向性をしっかり検討する必要があります。特に一時保護所の運営とともに、児童相談所開設前から家庭移行支援への取り組みを推進すべきと考え、福岡市のえがお館で里親養育について学ばせていただきました。福岡市では、平成16年当時、虐待などの相談が増加し、市内27施設、300人の定員が満杯となり、熊本、佐賀、大分など他県の児童養護施設に子どもたちを入所させていました。県外の施設入所は、家族の面会もなく、ケースワーカーもなかなか足を運ぶことができず、結果的に入所期間が長期化してしまいました。そこで、新しい施設をつくるのではなく、里親委託を活用することにしました。

カナダでNPOが里親の普及啓発を行っていることに倣い、行政とNPOの協働による里親制度の普及啓発を年2回のフォーラムと出前講座などを開催する中で、里親登録が増加し、家庭復帰が困難な子どもには特別養子縁組を進めることで、永続性の保障も担保されるようになっていきます。特に乳幼児の家庭環境は重要で、命の危険に直結してしまうことから、里親委託や特別養子縁組が不可欠です。大田区では毎年、里親制度について講演会を開催し、民生児童委員の方が参加されていますが、里親制度に対する大田区の見解及び具体的な推進方法についてお伺いします。

福岡市の里親委託率は、えがお館開所時の6.9%から29年度は43.1%に増加しています。昨年、厚生労働省から発表された新しい社会的養育ビジョンの10年後の里親委託率の国の目標は、就学前の子どもについて75%、学童期以降の子どもについて50%以上です。大田区としても児童相談所開設後ではなく、今から里親委託について取り組みを始めることを要望します。

えがお館は平成15年、精神科医の医師をセンター長に保健師2名を配置し開設しましたが、児童福祉司は全員が行政事務職の職員でした。しかし、事務職によるケースワーカーとしての対応には限界があり、21年度から福祉職を採用、24年度からは年齢制限を

撤廃し全国的に求人をかけ、社会福祉士を採用しました。今年度は、児童福祉司 36 名のうち、福祉職採用者 21 名、残る 14 名も社会福祉士、保育士、心理士などの全員が有資格者とのことです。また、常勤の弁護士を緊急支援課の課長に迎え、建物内の福岡少年サポートセンターには県警本部の少年課も入って多様な専門家集団に成長し、多職種連携によるチーム支援が可能となっています。

大田区も福祉職採用に努められ、今年度は子ども家庭支援センターの職員を増員したと伺っていますが、えがお館の事例のとおり採用には限界があります。そこで、行政事務職員の皆様にも積極的に児童福祉司や心理判定員資格の取得を進めていくことを提案しますがいかがでしょうか。人事異動もあることから、開設時だけではなく、安定した人材確保のため、職員の皆様の資格取得の推進をよろしくお願いいたします。

次に、（仮称）新おおた教育振興プランの策定についてお伺いします。

教育委員会では、全ての子が学校生活を楽しくを本年度の取り組みのテーマとしています。とてもシンプルですが、本質を捉えたテーマであり、その実現に向けての最重点施策をこころのケアと不登校対策の充実、教員がゆとりをもって子どもに向き合える体制づくりと定めていることから、子どもを中心に据えての施策展開に期待をするところです。

ところで、大田区ではおおた未来プラン10年の分野別個別計画と教育基本法に基づく教育振興基本計画としての位置づけをあわせ持つおおた教育振興プラン、おおた教育振興プラン2014を5年ごとに策定し、各施策の実現を進めてこられました。今年度はおおた教育プラン2014が5年目を迎えることから、後継の新プランの策定に取り組まれるわけですが、おおた教育振興プラン2014のこれまでの4年間の評価とプランの総仕上げに向け、本年度の取り組みについてお聞かせください。

子どもたちを取り巻く環境は、計画期間のわずか5年の間でも目をみはるような変化をもたらす場合もあります。そして、子どもの心は社会状況の変化を敏感に感じ取り、様々な反応を示します。その様子は時として我々大人に警鐘を鳴らしているように感じることもさえあります。

本年4月、国立青少年教育振興機構が、日米中韓4か国の高校生に行った意識調査の結果を公表しましたが、日本の高校生の自己肯定感が43%と大変低い結果にショックを受けました。サンプリングの誤差もあるかとは思いますが、いずれにしても、他の3か国と比較して極端に低いことは、これまでも指摘されているところです。こうした自己肯定感の低さは、日本人の感じる閉塞感の要因の一つではないでしょうか。

ところで、自己肯定感は育ちの中で注がれる愛情によって育まれていくもので、培われた自己肯定感が高校生になって急に低くなるというものではないでしょう。子どもたちの

心の成長には愛情が必要なのです。子どもたちは様々な家庭環境にありますが、全ての子どもが一堂に集う学校こそ、そうした家庭環境に左右されず、子どものありのままを受け入れ、生きる力を育むことができる場所であってほしいと期待します。

また、学校の成績には順番があります。しかし、命には順番はつけられません。誰もが一番であり、全員が最高の存在であるという価値感を大田区の子どもたちが心の真ん中に持てるような教育環境を整えていただきたいと願います。

国際都市を標榜する大田区は、多様な個性を認め誰もが活躍できる笑顔あふれるまちをつくりますと国際都市おおた宣言でうたっていますが、まさにこの宣言にも通じる理念です。今般策定される（仮称）新おおた教育振興プランは、一人ひとりがかけがえのない唯一の存在であることを根幹に据えたプランとしていただくことを要望いたします。教育長のお考えをお聞かせください。

国は、18歳選挙権の引き下げに続き、昨日、成人年齢も諸外国並みの18歳に引き下げる民法改正を行いました。次期プランの計画期間である2022年4月には、18歳成人が施行されます。法的に18歳で成人と定められれば、当然、社会の様々な場面で法的責任が問われることとなります。大学を卒業したばかりの若い女性が、大学までそこそこの勉強をし、それなりの成績をとってきたけれども、社会に出てみたら知らないことがたくさんあって学校では社会に出て必要なことは何も教えてもらっていなかったのだと感じたと言っていました。国は成人年齢の引き下げに合わせて消費者教育などを検討しているようですが、若者の投票率が群を抜いて高い北欧に定着しているシチズンシップ教育やファイナンシャル・プランナーズ協会が提唱しているパーソナルファイナンス教育など、実社会で必要な知識を学ぶ機会がもっと必要だと考えます。こうした視点を各校の教育テーマに加えるなど、個別計画に取り入れていただくことを要望いたしますが、見解をお聞かせください。

また、現プランには生涯学習の項目がありますが、大田区では生涯学習は地域力推進部が所管となっています。昨今の教育現場の課題を考えたときに、教育委員会の施策は、子どもたちの教育環境に特化していくことが重要であり、こうした役割分担は正解だと考えます。教育には地域の力が欠かせませんので、部局間の連携はもちろん必要ですが、次期プランは、より子どもたちの課題に寄り添った施策に特化したプランとしていただきたいと要望いたします。（仮称）新おおた教育振興プランが大田区の子どもの笑顔と夢を育む力強いプランとなることを期待します。

次に、MTBI（軽度外傷性脳損傷）の予防と啓発についてお伺いします。

交通事故や高いところからの転落、転倒、スポーツ外傷などにより頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維、軸索と呼ばれるケーブルが断裂するなどして発症する病

気、MTBIは、WHOによると、年間1000万人も発症しており、2020年には世界第3位の疾患になると警鐘を鳴らしています。

大田区においては、平成24年3月9日、軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正を求める意見書を衆参両議員議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てに提出いたしました。その後、我が会派の強い働きかけに応え、大田区はMTBIを周知するリーフレットを全国に先駆けて作成し、行政施設の窓口で配布しています。その後、リーフレットを作成する動きは東京都、全国へと広がっていきました。今では多くの自治体で教育委員会がMTBIのリーフレットを作成し、児童・生徒を通して家庭へ配付、周知をしながら、子どもたちの脳を守る働きかけを積極的に行っています。

海外に目を向けると、アメリカやイングランドやスコットランドなど多くの国で10歳以下の子どものヘディングを禁止、11歳から13歳以下の子どもには練習中のヘディング回数を制限する等、成長過程である子どもたちの脳への影響を防止する動きが広がっています。

脳外科医の加藤俊徳教授は、MTBIの原因は私たちの身近な暮らしの中に多く潜んでいるとして、教育現場において、保護者や子どもたちへ、けんかなどで絶対に頭を叩いてはいけないことを教えていく必要性を訴えておられます。画像診断を基本とする労働災害認定制度では、画像診断が困難なMTBI患者は損害賠償を受けられません。MTBIに対する国としての対応が鈍い状況にあって、地方自治体として子どもたちの脳を守るために、今できることから始めていく必要に迫られていると感じます。

そこでお伺いします。MTBIという疾患について、リーフレットを活用し、教育現場における周知啓発を徹底することについてのお考えをお示しください。

次に、大田区の農業振興についてお伺いします。

昨年5月、都市農地の保存、活用として、生産緑地地区の面積要件の引き下げ、直売所や農地レストランの設置など建築規制の緩和、買い取り申し出を10年間延長できる特定生産緑地制度の創設等、生産緑地法の一部改正が行われました。

生産緑地地区に指定されると、原則30年間は農地として管理することが義務づけられますが、固定資産税の減額や相続税の納税猶予などの優遇措置を受けられます。生産緑地地区の面積要件の引き下げについては、500平方メートル以上の区域とする面積要件を条例で300平方メートルまで引き下げることが可能となり、大田区においても、平成30年度第1回定例会で条例改正を行ったところです。

本区における生産緑地地区の指定状況は、13地区、約1.94ヘクタールとのことです。平成13年から実施している大田区農家基本調査報告によれば、一昨年の調査で2.3ヘクタールだった総面積が昨年の調査で1.94ヘクタールへ、対象世帯も1世帯減って9世帯となりま

した。ちなみに、平成23年の東京都の報告では、大田区の農用地は5.2ヘクタールで、7年間で半分以下に減少しました。また、生産者を支える区内JAは、仲池上、馬込、矢口、田園調布の4支店でしたが、仲池上支店は、本年1月で閉鎖、馬込支店内に移転しました。収益性が低い、後継者の確保が難しい等の原因で年々農地や農家は減っています。

大田区の農業に関する振興施策としては、毎年秋に開催される野菜と花の品評会があります。毎年、新鮮な野菜やシクラメンやポインセチアなどの花を求めて多くの区民が来場されています。大田区は、品評会のほかにどのような農業振興施策を推進してきたのかお伺いします。

間もなく生産緑地地区の30年の期限となる2022年を迎えますが、農家の方々は、特定生産緑地地区の指定を受けるか、固定資産税の優遇がなくても農業を継続するか、宅地にしてマンションやアパートにしてしまうのか、決断を迫られます。大田区には区民農園がありますが、2年ごとの抽せんで希望者が多く、抽せんに外れてわざわざ千葉県まで通って農作業されている方もおられます。宅地にならないよう区が取得するか、借り受けて区民農園とすることで農地の保全も図れると考えますが、見解をお伺いします。

農地の活用策として期待できるのが、災害時の一時避難所としての機能です。世田谷区は、農家と災害時協定を結び、一時避難所に指定しています。大田区でも、3・11東日本大震災のときは避難してこられた方々を受け入れたと伺いました。建築物がない生産緑地に周辺の方が避難されるのは当然の心情です。大田区においても、農家と災害時協定を結び、一時避難所に指定すべきと考えますが、見解をお伺いします。

もう一つが、地元の農家と契約を結んで給食の食材にすることです。大田区の農業は、ご家族、あるいはお一人で多品目の農産物を少量ずつ生産し、JAの共同直売所などで販売する地産地消が主流のようです。道の駅で販売される野菜には、私がつくりましたと生産者の顔写真や名前が入ったシールが張られていますが、品質への安心感とともに購買意欲が高まります。

学校給食では、食材の産地を黒板等に表示されていますが、その中に、今日の大根は私がつくりましたと地域の生産者を知らせることは、子どもたちが地域とつながるきっかけになります。その野菜が生産されている農地を訪れることで、さらに食に対する意識が高まり、食育にもなると思います。また、商店や町工場で中学生の職場体験を行っていますが、農業体験も検討してはいかがでしょうか。あわせて見解をお知らせください。

生産緑地は、市街地における貴重な緑地空間です。大田区として、その保全や緑のオープンスペースとして活用していくことを強く期待します。

次に、大田区の文化振興についてお伺いします。

まず、所蔵品の保管、活用についてですが、大田区は、熊谷恒子記念館や龍子記念館の所蔵作品のほか、バラの絵で有名な真野紀太郎の作品や、川瀬巴水の版画も多数寄贈を受け、所蔵しています。これまで大田区民センターに保管していた美術品も多いと聞いております。これらの作品は、今後どこに保管され、どのように活用されるのでしょうか。

また、大田区文化振興プランで、区の所蔵作品は区の文化的財産として、適切な保存、継承、活用を図るため、計画的に修復を進めるとしています。課題は、区の貴重な文化資源として保管、管理、活用のあるべき姿を研究し、適切な保管・管理体制の確立と展示機会の拡大、有効活用を図るとしていますが、その成果をお知らせください。

また、所蔵品は大田区の中でも、あるべき地域に展示すべきではないかと考えます。大森海苔のふるさと館ができて、海苔養殖に関する資料や道具が移されたように、六郷用水に関するものは、六郷用水の流路に沿って再現水路をつくり、水辺の散策路として整備した地域の施設、例えば大田図書館等に、また、厳正寺獅子舞の実物大人形は大森東地区の施設にあるほうが、その地域の方々にとってさらに身近なものとなるのではないのでしょうか。

郷土博物館が建設された当時は、大森海苔のふるさと館や昭和のくらし博物館もなく、区内全域の様々なジャンルの資料を展示し、子どもたちの学習に役立ててきたと思いますが、郷土博物館がある馬込周辺の地域には、ほかにはない世界にも誇れる歴史と文化があります。馬込文士村の文士や芸術家たちについてもっと伝えていくべきではないのでしょうか。

あわせて、文化施設の運営にも目を向けなければなりません。数年前、財政難のため、石川県輪島市の民俗資料館は5000点以上の文化財を保有したまま閉館し、滋賀県の琵琶湖文化館は、国宝や国の重要文化財を合わせて2100点も保有しながら無期限休館に追い込まれたことが話題になりました。

以前にも紹介しましたが、川瀬巴水展は全国の有名デパートや美術館で開催され、多くの方が足を運ばれています。郷土博物館での開催時も、入館料を取っても、日ごろの郷土博物館では考えられない入場者数でした。川瀬巴水作品を中心とした美術館と馬込文士村記念館の併設となれば、観光の面からも大勢の集客が見込めますし、地域の方々にとっても、何度も足を運びたい展示となるはずです。これからの郷土博物館のあり方、名称も含め検討すべきと考えます。見解をお示しください。

最後に、羽田空港跡地第1ゾーンの整備事業についてお伺いします。

平成30年度大田区一般会計補正予算（第1次）において、羽田空港第1ゾーンの一部を約165億円で取得することになりました。大田区民にとって、空港跡地の取得は、平成20年

9月の連合国軍による土地の接収により48時間以内の強制退去を強いられて以来の悲願でもあります。特別目的会社である羽田みらい開発株式会社と官民連携により整備していくとのことですが、跡地を区が取得することによって、第1ゾーンで進められる新産業創造・発信拠点の整備に区の政策的な意思が反映されていくのだと思いますが、今後の取り組みの意義についてお聞かせください。

また、今回取得する土地は、跡地第1ゾーン約16.5ヘクタールのうちの一部の約5.9ヘクタールですが、現在行われている基盤整備工事に必要な土地も取得していきますか。また、これ以外の土地については今後どのように活用するお考えでしょうか、お伺いします。

羽田空港対策積立金については、過去の議事録を見ますと、目的としては、羽田空港の跡地利用の際に用地の購入とか、既存の地域社会と空港を結ぶ、その仲立ちになるような拠点をつくろうという趣旨で積ませていただいたものと述べられています。平成30年3月末時点の基金残高は約172億円で、今回の用地取得により約7億円となりました。今後も、第1ゾーンの整備を進めるに当たり、基金の積み増しなどの考えはありますか。また、今後、この基金をどのように活用していくのか、大田区の見解をお聞かせください。

今回の質問に際し、私は、区民の方から寄せられる数々の相談の中でも、特に本区の課題と考えられるものを取り上げさせていただきました。中長期的な課題については、その目的を見失うことのないよう進めていただくとともに、足下の課題にはスピード感を持って対応していただきますことを心からお願いし、全質問を終わります。以上です。

<回答>

▶松原 区長

岡元議員の代表質問に順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、子ども・子育て会議への企業経営者の参加に関するご質問でございますが、議員お話しのとおり、企業経営者に子育て世帯の現状を知っていただき、社員の働き方について考えていただくという観点から、参加していただくことは大変意義があると思っております。特に、子育て経験のある女性経営者の方からは、経営者、子育て中の親、双方の視点から貴重なご意見をいただけるのではいかと期待をいたします。現在の委員の任期は平成30年度末となっておりますので、次期委員の委嘱の際には、この点を踏まえて検討をまいります。

次に、小規模保育所の経営についてのご質問でございますが、本区は、これまで計画的に保育園待機児童対策に取り組んでまいりました。現在も、平成29年度から3か年で定員を2100名増やす計画を1年前倒しをして今年度中に整備する方針で推進しているところでございます。一方で、議員お話しのある小規模保育所の欠員の問題が出てきております。現在、該当する小規模保育所の近隣の待機児童の保護者に個別に照会を行っているほか、欠員の多い2歳児の受け入れ枠を減らし、入園希望の多い1歳児の定員を増やす定員変更の処置により、欠員の解消に努力しているところでございます。また、小規模保育所に在籍すると利用調整指数が加算されることから、近隣の認可保育園等に欠員が出た場合に、その加点を活用して転園してしまうという傾向があることも判明しております。このことから、利用調整指数の加点制度や運営費補助の見直しについてもあわせて検討をまいります。これらの取り組みにより、小規模保育所の欠員を有効に待機児童対策に結びつけ、保育所の経営の安定を確保してまいります。

次に、小規模保育所の連携園の設置についてのご質問ですが、小規模保育所は2歳児までを対象としており、3歳以降の保育への不安から欠員が生じているとの認識から、区は小規模保育所から引き継いで3歳以降の保育を行うよう、連携園の整備に積極的に取り組んでおります。現在、認可保育園のうち6園が連携園となっておりますが、今年度も、現時点で新たに5園を整備できる見通しでございます。連携園の整備につきましては、当該小規模保育所の全卒園児の受け入れが条件になるなど様々な課題がありますが、小規模保育所の全ての在園児が安心して3歳を迎えられますように、引き続き連携園の整備に取り組んでまいります。

次に、保育士宿舎借り上げ補助についてのご質問ですが、議員お話しのとおり、東京都

は、平成32年度、2020年度をもって、都が支出しております原則として事業費の4分の1を負担する事業を終了することを公表しております。この事業は、家賃水準の高い都区内で保育士を確保していくための有効な施策となっており、その補助の終了は、私立保育園の運営に大きな影響を及ぼすと考えております。区では、他区と連携して東京都の補助金の継続を強く要望していくとともに、保育園運営事業者への影響が出ないように、様々な視点から方策を検討してまいります。

区内における子ども食堂の展開に関するご質問でございますが、孤食や栄養の偏りなどから子どもを守るだけではなく、地域で子どもを見守る拠点として、区内では7団体により8つの子ども食堂が展開されております。利用を機に顔見知りになった子どもや保護者から生活に関する相談を受けることもあり、生活再建・就労サポートセンターJOBOT Aや、地域の民生委員児童委員などを通じて行政サービスにつながるケースもあると聞いております。運営に当たっての悩みや課題を共有する場が必要という団体からの声を受け、本年2月に、大田区社会福祉協議会大田ボランティアセンターが中心となりまして「子ども食堂情報交換会」を立ち上げました。このような場を通じて、食材を融通し合ったり、広報に関するアイデアを共有するなど、団体間での連携が活発に行われ、子ども食堂を通じた支援のネットワークが地域に根づいてきております。

次に、子ども食堂に児童館を活用することについてのご質問でございますが、子ども食堂は、周囲との絆や自己肯定感を醸成するという側面もあり、重要な機会となっていると捉えております。児童館には簡素なキッチンしかないため、子ども食堂として活用するには施設面での課題があります。しかしながら、これまでも閉館時に地域団体によります児童の健全育成活動のために施設を貸し出ししてきた実績があり、例えば別の場所で調理した食事を持ち込む等の工夫により、地域の子どもたちが集まって飲食をともにする居場所として活用することを検討してまいりたいと思います。

次に、里親制度についてのご質問でございますが、里親は、子どもが成長するうえで極めて重要な特定の大人との愛着関係を形成しながら成長していくことのできる制度であります。家庭環境に恵まれない子どもの健やかな成長のために、積極的に推進しているところでございます。平成28年度に改正された児童福祉法におきましても、家庭養育優先の理念が規定され、また、「新しい社会的養育ビジョン」にも制度の拡大がうたわれております。区といたしましても、こうした国の動きに対し、着実に対応を進めてまいります。

里親制度の普及啓発について、区は、例年11月に講演会を開催しております。今後、さらに普及啓発を強化するために、会場規模の拡大なども検討を進めているところでございます。また、今年度からの新たな取り組みとして、品川児童相談所が主催します里親委託

等推進委員会に本区も参加をし、里親委託制度の現状に関する情報収集や関係機関との連携をさらに深めていく予定でございます。これらの活動を通じて、里親制度のさらなる普及促進につなげてまいります。

次に、社会福祉士の資格取得についてのご質問でございますが、児童相談所の職員の資格につきましては、児童福祉法に規定があり、社会福祉士や心理士、保育士、保健師等がございます。児童相談所は、開設したその日から、子どもの健やかな成長を守るために全力でその業務に当たるとともに、支援が途切れることのないよう運営していかねばなりません。そのため、区では、東京都、川崎市及び横浜市の児童相談所に職員を派遣しているほか、子ども家庭支援センターに増員配置して実務経験を積ませることで、専門性の高い人材の育成に取り組んでいるところでございます。

議員お話しの社会福祉士につきましては、社会福祉業務に関する国家資格で、専門科目の履修や施設での実習などが受験資格の要件となっております。区では、職員の資格取得支援制度により社会福祉士の資格取得を支援しており、事務職に対する資格取得をさらに奨励して、人材育成につなげてまいります。今後も、人材の育成確保に精力的に取り組むことで、大田の子どもたちを守ることでできる児童相談所設置を着実に推進してまいります。

次に、農業振興及び区民農園に関するご質問ですが、現在、区内には馬込三寸人参や半白キュウリをはじめとする江戸野菜や、全国から注文が来るシクラメンを生産する営農者もおり、農業を工業、商業とともに、区の産業分野として捉えております。取り組みの一例として、営農者の方々から生産段階で生じた余剰野菜の活用についてご相談があった際には、区は営農者と福祉団体とのマッチングを行い、今年2月に収穫体験や余剰野菜の施設等での販売を実施いたしました。これらの取り組みにより、余剰野菜の有効活用のみならず、福祉団体の皆様には、農業に触れ合う機会とともに、生産の大切さも体験していただくことができました。また、販売に際しましては、安全・安心な大田区産の野菜であることを明示することで、購入者の皆様にも大変好評をいただいたところでございます。区は、引き続き大田区産の野菜や花卉等の農産物PRと販路拡大などを通して農業振興を務めてまいります。議員お話しの貴重な都市農地を守るためには、生産緑地等の法制度を活用した営農支援策に取り組むとともに、生産緑地の指定期限を迎える農地について、その継続を希望される方につきましては、期限の延長手続きを速やかに進めてまいります。また、農地の延長を行う場合には行わない場合には、都市農地としての緑を守るため、区民農園や緑地等、公共としての活用について検討してまいります。

次に、災害時における区内農地の活用についてのご質問ですが、議員お話のとおり、東

日本大震災の際には、近隣にお住まいの方たちを農地へ受け入れたほか、駅周辺や幹線道路などにおいて、帰宅困難者に対する水、食料の提供や道案内など、区民の自発的な支援活動が区内各所で展開されました。災害の備えには、多様な地域資源を活用していくことが重要です。区内の農地は、一時的な避難所のみならず、本区でも重要課題である仮設住宅の建設用地や資材置き場など、災害時に活用できる資源であります。比較的多くの農地を有する練馬区や世田谷区などは農協等と協定を締結し、災害時における農地の活用体制や仕組みを整備していると聞いております。現在、区内の農地面積は2.6ヘクタールと他の自治体と比較して大きくはありません。今後、他自治体との取り組み等を参考にしつつ、区内農地の災害時における有効な活用方法を検討してまいりたいと思います。

次に、区の貴重な所蔵品の保管、活用についてのご質問でございますが、保管につきましては、区は、龍子記念館や熊谷恒子記念館の所蔵品のほか、川瀬巴水の版画をはじめとした著名な作家の作品を集め、多くの作品を所蔵しております。本来、所蔵品は区の文化財として一括管理が好ましいと考えますが、昨年度まで区民センターで保管していた作品も含め、現在、郷土博物館、龍子記念館のほか、ふれあいはすぬま、区民プラザ等において分散保管をしております。

また、絵画等の美術品につきましては、温度・湿度管理を適切に行ったうえで、保管、収蔵に努めております。修復につきましても計画的に実施しており、一例で申し上げますと、龍子記念館では、専門家と調整のうえ、修復計画を立て、年間6作品前後の修復を実施しております。現在、分散保管している所蔵品の保管管理体制につきましては、今後の郷土博物館の施設のあり方と深くかかわってまいります。どのような方法が適切なのか、効率効果的な視点も含め、保管・収蔵方法を検討してまいります。

次に、所蔵品の活用についてでございますが、郷土博物館での展示のほかに、アプリコアートギャラリー、区民ギャラリー等でも展示をし、多くの皆様にご鑑賞いただいております。また、昨年、友好都市の美郷町で川瀬巴水の作品展を開き、多くの方々にごらんをいただきました。本年は、「大田区所蔵作品展」を実施する年に当たっておりますので、ふだん展示されていない収蔵作品も展示をいたします。今後も、より多くの作品をご鑑賞いただけるよう、展示機会の充実と展示スペースの拡大に努めてまいります。

次に、郷土博物館のあり方についてのご質問でございますが、郷土博物館が設置されました昭和54年当時は、区内で初の博物館として、区の歴史や文化、学術の発展に寄与することを目的に、調査、収集、保存、展示等の役割を担ってまいりました。郷土博物館の常設展では、その目的に沿って様々な文化を広く展示する形態をとっております。区は現在大田区文化振興プラン改定のため、大田区文化振興推進協議会で議論を進めておりますが

その中で、郷土博物館を含めた文化施設の現状や、課題、あり方、運営方法などを検討し今年度中にその方向性をまとめてまいります。

郷土博物館の開館後40年を迎えようとしている間に、龍子記念館、熊谷恒子記念館、大森海苔のふるさと館のほか、民間の文化施設も増えております。区民の文化に対する意識や社会情勢が開館当初とは大きく変化をしているところがございます。現在の区民ニーズや地域の要望に応えられるように、議員ご提案の内容も参考にさせていただき、地域の文化と連動した博物館としてのあり方、展示方法等についても検討をしております。

次に、跡地整備事業の今後の取り組みの意義についてのご質問でございますが、羽田空港跡地第1ゾーンに整備を進めております「新産業創造・発信拠点」におきましては、「先端産業」として健康医療や先端モビリティ、ロボティクスなど、世界が直面する社会課題に応える企業の集積を目指すとしております。区といたしましても、技術力にすぐれた区内のものづくり企業とのマッチングを進めるなど、ものづくりを中心とした高い技能を誇る区内企業の集積の強みを念頭に置き、さらなる産業振興を進めてまいります。

また、区といたしましては、羽田空港や跡地第2ゾーン、区市街地などの周辺地域との回遊性も踏まえて、それぞれのよさを活かした機能連携を図ることで、跡地の魅力を高め、区内への経済的な波及効果などの相乗効果も見込んでおります。今後、「新産業創造・発信拠点」の整備に当たりましては、区としての政策的な意思を明確に反映しながら、事業者との着実な連携のもとで進めてまいります。

次に、羽田空港跡地第1ゾーンにおけます今後の活用に向けた取り組みについてのご質問ですが、跡地第1ゾーン内におきましては、議員お話しのとおり、交通広場を含みます都市計画道路の整備や都市計画公園の造成など、UR都市機構が主体となって進めており、これらの都市基盤施設用地は、土地区画整理事業完了時に区に帰属されることとなっております。また、都市計画公園や多摩川沿いの空間などにつきましては、羽田空港跡地第1ゾーン整備方針の重点プロジェクトであります「憩いとにぎわいの創出」や、羽田空港跡地かわまちづくり計画でうたわれております「水辺空間とまちの連携」を実現させる非常に重要かつポテンシャルのある場所であると認識をしております。地域の皆様の日常の憩いの場として、また、国内外から訪れる多様な皆様が楽しめるエリアの実現を目指し今年度から活用方法に関する調査検討をスタートさせ、官民連携も視野に入れながら、着実な取り組みを進めてまいります。

次に、羽田空港対策積立金についてのご質問でございますが、同基金につきましては、羽田空港周辺地域の環境改善、公共施設整備やまちづくり事業などに活用する目的で設置されたものであります。平成22年の羽田空港移転問題協議会が策定いたしました「羽田空

港跡地まちづくり推進計画」において、跡地を区が取得する方向とされました。その後、跡地利用の具体的な計画づくりを進める中で、空港の高いポテンシャルを活かした土地利用を念頭に、跡地を魅力ある拠点として整備、開発するための財源として、本基金を活用していく旨、適時にご説明を申し上げてまいりました。

基金を活用することによりまして、区の一般会計への影響を抑えながら、2020年のまち開きに向けて跡地まちづくりをさらに前進させることができると考えております。基金の運用に関しましては、跡地まちづくり事業の内容や手法等を踏まえて適切に対応をしてまいります。また、基金の今後につきましては、設置目的を踏まえて、引き続き跡地整備事業を中心とした空港周辺環境整備に活用をしてまいります。

私からは以上でございます。

▶小黒教育長

私からは、まず、おおた教育振興プラン2014の4年間の評価と最終年度の取り組みについてお答えさせていただきます。

現行プランは、毎年度、学識経験者などの意見も聞きながら評価し、公表しております。プランでは、実効性を高めるために、成果指標を設けております。学力では、大田区学習効果測定の中学校3年生数学の期待正当率を超えた生徒の割合を指標としております。平成25年度の60.6%が平成28年度は63.5%となっており、全国の平均値をもとに設定した目標値の62%を超えて達成しております。また、全国学力・学習状況調査で「自分にはよいところがある」と答えた小学校6年生の児童の割合を自己肯定感の指標としており、平成25年度の73.2%が平成28年度は75.5%となり、着実な高まりが見られます。また、その他の指標も順調に推移しているところでございます。このように、ほとんどのプラン事業は計画に基づき着実に進んでおり、総合的な教育施策としての成果を上げているところでございます。プランの最終年度となる今年度は、「全ての子が学校生活を楽しく」をテーマに掲げまして、不登校対応や子どもに向き合う時間を確保するための教員の負担軽減を重点項目といたしまして、プランに掲げる各施策に全力で取り組んでおります。

次に、「一人ひとりがかけがえのない唯一の存在である」ことを根底に据えたプランづくりについてのご質問でございますが、自己肯定感を高め、一人ひとりがかけがえのない存在として、その個性に着目し、最大限に伸ばすための教育活動は大変重要な取り組みで

あると考えております。学校では、これまでも教員が児童・生徒の多様な個性を理解し、個に応じた指導を行い、個性を最大限に伸ばす指導に取り組んでまいりました。新プランの策定に当たっては、自己肯定感をさらに高め、唯一の存在である自分の個性を伸ばそうとする意欲を高めるとともに、互いにかげがえのない存在として、互いを尊重し合う視点も重視してまいります。

次に、実社会で必要な知識を学ぶ機会を新プランに取り入れることについてのご質問でございますが、議員お話しの「シチズンシップ教育」などにつきましては、社会的責任、地域とのかかわり方を学び、区民としての役割を果たす力を養うために、よい機会、大切であると考えております。これまで学校では、社会科の授業の中で公民権や納税義務など、区民として自立するために必要な知識を学んでまいりました。今後は、総合的な学習の時間などの中で、これらの知識を生活と関連づけ、実社会で必要な資質や能力を体験を通して学ぶ学習の充実を図ってまいります。

なお、学校における研究テーマの決定は、特別な課題として各校に委ねられておりますが、新プランにおきましては、社会参加や金融、モラルやマナーなどシチズンシップの視点も踏まえて検討してまいります。

続きまして、学校現場におけるMTBI（軽度外傷性脳損傷）についてのご質問でございますが、現在、区では、福祉部が作成したMTBIのリーフレットを区内の医療機関をはじめ、区の施設や地域包括支援センターなどで配布し、啓発しております。学校においては、これまでも頭部のけがについては特に細心の注意を払って対応しておりますが、教職員をはじめ、保護者、児童・生徒に対する頭頸部の外傷による脳損傷への注意喚起をさらに行っていくことは非常に大切であるというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、小中学校の養護教諭部会等を通じて、リーフレットの活用を進めることで、一人ひとりの教職員がMTBIに対する理解を深めるとともに、学校が毎年発行する「学校保健だより」などを活用して、保護者への意識啓発を進めてまいります。また、児童・生徒自身もMTBIに関する知識を習得し、未然の事故防止につなげることで、学校生活における児童・生徒のさらなる安全・安心につなげてまいります。

続きまして、中学校生徒職場体験における農業体験の検討についてお答えいたします。

中学校生徒職場体験は、望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するものであります。区内には、コマツナや大根、ジャガイモなどの農産物を生産している農家もあり、農業を通じた職場体験は、生徒にとって貴重な学びの機会になると考えております。過去3年間の職場体験の実績を見ますと、毎年延べ1300の企業、事業所に受け入れ

ていただいておりますが、農業体験の実施はございませんでしたが、今後は地域の教育資源をさらに活用し、農業分野における職場体験の推進に資するために、農業協同組合などを通じて、農業経営されている方々に、職場体験の受け入れについてご検討いただくよう働きかけてまいります。

私からは以上です。